

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	地方税の賦課に関する事務(住民税個人)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、地方税の賦課に関する事務(住民税個人)における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

地方税の賦課に関する事務(住民税個人)において、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

平成29年11月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課に関する事務(住民税個人)
②事務の概要	個人住民税を賦課するにあたり、地方税法及び上天草市税条例等関係法令に基づき、住民及び国税庁から提出された申告情報、給与支払者から提出された給与支払報告書、年金保険者から提出された年金支払報告書の申告資料をもとに住民の所得や控除等の情報を把握している。 これらの把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 具体的な内容は、以下のとおり。 ①課税に向けて、1月1日時点(賦課期日)の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告受付 ③課税資料(給与支払報告書、年金支払報告書等)を合算、内容チェック ④整備された課税資料を基に、個人住民税の課税 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知
③システムの名称	1. 市県民税システム、2. 申告受付システム、3. 国税連携システム、4. 地方税ポータルシステム(eltax)
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務企画部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 市民生活部 税務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

